

平成22年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成22年12月2日（木曜日）午前9時09分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第53号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第5 第54号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第55号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第56号議案 幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
第57号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第58号議案 幸田町子どもの権利に関する条例の制定について
第59号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の制定について
第60号議案 幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第61号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第62号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について
第63号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第64号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第65号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例等の一部改正について
第66号議案 幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第67号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第68号議案 幸田町下水道条例の一部改正について
第69号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第70号議案 岡崎額田地区広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
第71号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）
第72号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
第73号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第74号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 浅井武光君 2番 酒向弘康君 3番 大嶽 弘君
4番 池田久男君 5番 水野千代子君 6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君 8番 山本隆一君 9番 杉浦 務君
10番 鈴木修一君 11番 大須賀好夫君 12番 内田 等君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 夏目一成君
16番 鈴木三津男君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君 副町長 成瀬 敦君
総務部長 新家道雄君 健康福祉部長 伊澤伸一君
参事 杉浦 護君 環境経済部長 松本和雄君
建設部長 鍋田堅次郎君 会計管理者 鈴木政巳君
教育長 内田 浩君 教育部長 牧野良司君
消防長 酒井利津夫君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君 主 幹 鈴木政彦君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、表彰状の伝達を行います。

去る11月4日、愛知県町村議会議長会第62回定期総会において、12番 内田等議員が議員在職15年以上にて自治功労者表彰を受賞されました。ただいまから、その伝達を行います。

内田議員、発言台までお願いいたします。

（12番 内田 等君 発言台へ）

○議長（鈴木三津男君） 表彰状

額田郡幸田町議会議員 内田 等様

あなたは、多年、町村議会議員の職にあつて地方自治の振興、発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著でありますので、表彰します。

平成22年11月4日

愛知県町村議会議長会長 後藤 正敏

代読。（拍手）

○議長（鈴木三津男君） ここに内田議員が自治功労表彰をお受けになられたことに対し、議会を代表して心からお祝い申し上げ、長年の御苦勞に対しまして深く敬意をあらわしたいと存じます。

どうか内田議員には、ますます御自愛の上、町政発展と福祉増進のため、一層の御活躍を賜りますよう切にお願いを申し上げて、お祝いの言葉といたします。おめでとうご

ございました。

ここで、12番 内田 等議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。
12番、内田議員。

[12番 内田 等君 登壇]

○12番（内田 等君） 一言お礼を申し上げます。

ただいま議長より、愛知県町村議会議長会からの自治功労表彰の伝達を受け、まことにありがとうございます。

議会議員として過去15年と数カ月、こうして現在もこの壇上におりますことは、これも先輩並びに同僚議員を初め多くの関係者の皆さん方の御指導のおかげだと、大変心から感謝を申し上げます。

この受賞を機に、改めて町民の代表として幸田町の発展、そして地域の発展のために、健康である限り、この責務と役割を果たしていく所存でございます。

今後とも、議会活動に専念をいたしてまいりたいと思っております。今後とも、皆さん方、同僚議員初め多くの皆さん方の御指導と御鞭撻を心からお願いを申し上げ、お礼の言葉といたします。

大変ありがとうございました。（拍手）

[12番 内田 等君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） 以上で、表彰伝達を終わります。

改めまして、皆さんおはようございます。

平成22年第4回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私とも御多忙のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

師走に入り、何かとあわただしさを増すきょうこのごろでございます。町内の至るところで、今や冬の風物詩とも言えるイルミネーションが幻想的な光を放ち、いやしの空間を与えていてくれます。

昨日・本日も小春日和となっておりますが、冬の気配とともに木枯らしが肌を突き刺すような日々が続くようになり、寒さも一層身にしみるようになると予想されます。議員各位には健康に十分御留意いただきたいと思っております。

本定例会に提出された議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを初め23件であります。

慎重なる御審議と議会運営に格別なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

ここで、定例会招集に当たり町長のあいさつを行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

肌寒さも身にしみるようになりまして、師走に入り、何かと気ぜわしい昨今でございます。

ただいまは、内田議員が議長から愛知県町村議会議長会定例総会における自治功労者表彰の伝達が行われ、私からも心からお喜び・お祝いを申し上げたいと存じます。

在職15年有余の長年にわたり、内田議員の平素の町政発展への御功績、住民福祉の増進が認められたことは、まことにおめでたい限りでございます。

これからも健康に御留意され、ますます御活躍をお祈りし、お祝いの言葉といたします。おめでとうございました。

さて、本日、ここに平成22年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変御多忙の中、しかも早朝より出席をいただきまして、ありがとうございます。

平素は、議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の向上のために御尽力をいただいております、また行政運営の面においても御指導・御高配を賜っており、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを初め人事議案2件、幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を初めとする単行議案19件、平成22年度幸田町一般会計補正予算を初め2件、合わせて23件でございます。

また、一般質問につきましては、10名の議員の皆さんから御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、時宜を得た重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、1点御報告させていただきます。

去る11月1日にアイリス愛知で開催されました「愛知県町村会定期総会」資料及び12月1日、NHKホールにおいて開催をされました「全国町村長大会」の資料を、本日、お手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつといたします。よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成22年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時09分

○議長（鈴木三津男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時10分

○議長（鈴木三津男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願いま

す。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 鈴木博司君、8番 山本隆一君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月22日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりです。御了承願います。

日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3、諸報告を行います。

まず、例月出納検査2件、8月分・9月分及び定期監査1件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりです。御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情は、お手元に印刷配付のとおり、陳情1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第7号は文教福祉常任委員会に付託いたします。

次に、去る11月4日開催の愛知県町村議会議長会第62回定期総会及び11月17日開催の全国町村議会議長会第54回町村議会議長全国大会に出席いたしました。その内容の抜粋をお手元に印刷配付しましたので、その資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、議員派遣結果報告書及び常任委員会の閉会中の活動状況は、お手元に印刷配付のとおりです。御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（鈴木三津男君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、第53号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、平成22年第4回幸田町議会定例会に提案しました諮問第1号及び第53号議案の人事案件について提案理由の説明をいたします。

諮問第1号、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

2ページ目をお開きください。

今回、原 陽子委員が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、中根光子氏の推薦を行うものでございます。

中根光子氏は、幸田町大字横落字郷中78番地、昭和24年8月7日生まれ、61歳でございます。

中根光子氏は、平成10年12月から平成22年11月までの12年間にわたり、民生委員児童委員を歴任され、人格・識見高く、民生委員児童委員の経験から、広く社会の実情に通じ、委員として活躍されるものと期待をお願いするものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、第53号議案について説明をさせていただきます。

幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

議案書3ページでございます。

提案理由といたしましては、浅井 進委員が平成22年12月31日で任期満了となることに伴いまして、その後任の委員を選任する必要があるためでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

山下 力氏、幸田町大字大草字本田42番地、昭和24年4月18日生まれ、61歳でございますけれども、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、平成23年1月1日から3年間でございます。

山下氏につきましては、昭和47年に大学を卒業された後、東京国税局及び名古屋国税局において長年勤務され、現在、税理士事務所を開業しておられます。

固定資産評価の審査に当たりましては、高い技術性と専門性が求められますことから、国税局の勤務において経験と知識を備えられており、まさに委員として適任者であるというふうに思っております。

議案関係資料につきましては、4ページから6ページでございます。よろしく願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○議長（鈴木三津男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いします。

まず、諮問第1号議案について質疑を許します。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 以上で、諮問第1号議案の質疑を打ち切ります。
次に、第53号議案の質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。
これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案どおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号議案は、原案どおり答申されました。

次に、第53号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、原案どおり同意されました。

日程第 5

○議長（鈴木三津男君） 日程第 5、第 5 4 号議案から第 7 4 号議案までの 2 1 件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、初めに単行議案第 5 4 号議案から第 7 2 号議案までの 1 9 件について、提案理由の説明をさせていただきます。

まず最初に、第 5 4 号議案について説明をさせていただきます。

幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書 5 ページをお開きください。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

6 ページをお開きください。

改正の内容につきましては、第 8 条の 3 において、職員の早出遅出勤務が配偶者の就業等にかかわらず、職員においても請求することができるよう改正するものでございます。

また、第 8 条の 4 において、3 歳未満の子を養育する職員から時間外勤務の制限の請求があった場合は、やむを得ない場合を除き、時間外勤務をさせることができないこととし、あわせて小学校就学前の子を有する職員から時間外勤務の制限の請求があった場合、やむを得ない場合を除き、月 2 4 時間、年 1 5 0 時間を超える時間外勤務をさせることができないと改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成 2 3 年 1 月 1 日からとするものでございます。

議案関係資料につきましては、7 ページから 9 ページでございますので、御参照いただきたいと思っております。

次に、第 5 5 号議案について説明をさせていただきます。

幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の 7 ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

8 ページをお開きいただきたいと思っております。

改正の内容につきましては、第 2 条において、育児休業のできない職員として規定されていた非常勤職員及び臨時的に任用された職員並びに配偶者が育児休業を取得している場合の職員の項目が削除され、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業の取得が可能となるものがございます。

また、第 3 条においては、出生から 5 7 日以内に最初の育児休業を取得した職員については、再度、育児休業の取得ができるよう措置するものでございます。

同様に、第9条から第13条において、育児短時間勤務における取得について、第19条から第22条では、部分休業の取得について、同様に取得ができることとなるように改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成23年1月1日からとするものでございます。

議案関係につきましては、10ページから14ページにございますので、よろしくお願いたします。

次に、第56号議案についてでございます。

幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございます。

議案書は9ページでございます。お聞きください。

提案理由といたしましては、組織機構の見直しに伴い、必要があるからでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、第6条中にあります審議会の庶務担当課を「総務防災課」から「総務課」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からとするものでございます。

議案関係資料は、15ページ、16ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第57号議案についてでございます。

幸田町手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

議案書11ページでございます。お聞きください。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業手数料及び放課後子ども教室事業手数料の見直し並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからでございます。

12ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、別表第1中、放課後児童健全育成事業手数料及び放課後子ども教室事業手数料の額を、現在の月額「3,500円以内」から「4,500円以内」に改めるものでございます。

別表第2中、準特定屋外タンク貯蔵所及び1,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所、特定屋外タンク貯蔵所において、以前の改定は10年前に行っていますが、当時のタンク溶接は手動によるものがほとんどで、この10年で溶接の方法が進歩し、半自動、自動式による溶接方法にとり変わり、以前より仕上がり状態もきれいになり、溶接部の確認が以前より容易になったことと、審査時間の短縮が可能となり、当該タンクの設置許可等に係る手数料の額をおおむね9%引き下げることにより改正されたものでございます。なお、幸田町には該当施設は今まではございません。

施行期日につきましては、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業に係る手数料については、平成23年4月1日からとし、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等につきましては、公布の日から施行するものでございます。

議案関係資料につきましては、17ページから25ページでございます。よろしくお願いたします。

次に、第58号議案について説明をさせていただきます。

幸田町子どもの権利に関する条例の制定についてでございます。

議案書 21 ページからでございます。

提案の理由といたしましては、児童の権利に関する条約の理念に基づき、幸田町内の子どもの権利を保障し、かつ地域社会全体で子どもを支え合うまちの実現を図ることに伴い、必要があるからでございます。

22 ページをお開きください。

この条例の構成については、前文と 6 章 30 条からなり、子どもたちにもなるべく理解しやすいようにとの配慮から、ですます体を基調といたしております。

前文につきましては、18 歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とする児童の権利に関する条約の考えをもとに、本条例の制定趣旨を明らかにするものでございます。

第 1 章第 1 条で、本条例の制定目的を規定し、第 2 条では用語の定義を定めております。この条例に言う「子ども」については、18 歳未満の子どもを基本としています。また、第 3 条では、子どもの権利を保障していく上で、その基本的な考え方として、「子どもの幸せや子どもにとって最もよいことを第一に考えること」など、四つの基本理念を規定しています。

第 2 章は、第 4 条から第 11 条までの 8 条にわたり、子どもにとって大切な権利として、特に大切な安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、学び育つ権利など、七つの権利を定めるとともに、子どもが権利行使する際には他の人の権利を尊重する責任があることもあわせ規定しております。

24 ページをお開きいただきたいと思っております。

第 3 章は、子どもの権利を保障していくためには、保護者を初め社会の支援の必要があることから、大人や保護者、町民、施設関係者、そして町などの責務を第 12 条から第 16 条において定めています。

第 4 章は、第 17 条から第 26 条にわたりまして、子どもを大切にするまちづくりの推進を図るため、子どもの権利に関する普及啓発や子育て家庭への支援、子どもへの暴力を発見したときの関係機関等の責務、あるいは子どもの居場所づくりや意見表明の機会の推進充実を図るとともに、行動計画を策定し、推進に努めていくことを定めています。

27 ページをお願いいたします。

次に第 5 章につきましては、子どもが権利侵害などに遭った場合の救済機関として子どもの権利擁護委員会を設置する旨を定め、その職務内容等について決めました。

施行期日につきましては、準備期間を設け、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、附則第 2 項におきましては、第 25 条で規定しております行動計画については、既に制定しています次世代育成支援行動計画を本条例における行動計画とする旨のみなし規定を定めております。

議案関係資料につきましては、26 ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、第59号議案について説明させていただきます。

幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の制定についてでございます。

議案書29ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、町立学校の体育施設のスポーツ開放に係る使用料の徴収に伴い、必要があるからであります。

30ページをお願いいたします。

第1条で趣旨を、第2条で名称及び位置の規定でありまして、32ページの別表第1に掲げるとおりであります。

第3条は利用の条件で、町内に在住または在勤など、三つの条件を規定しております。

第4条は登録についての規定で、毎年度登録し、登録する際に運動場を除き、使用料を納めていただくことにいたしました。

第5条から第7条は、利用の許可、制限及び登録の取り消しについて規定しています。

第8条から第10条は、使用料に関する規定で、第8条で、使用料は年度1万2,000円といたしました。

類似する幸田町体育施設の利用との均衡を保つため、同類似施設に準じた使用料を規定しております。

第11条から第14条は、管理に関する規定で、第14条において、校長は開放に伴う管理上の責任を負わないといたしました。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からとして、附則第2項では、手続を2月1日からできることとするものでございます。

議案関係資料につきましては、27ページでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、第60号議案についてでございます。

幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案書35ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、体育施設使用料の見直しに伴い、必要があるからでございます。

36ページをお開きください。

改正の内容につきましては、別表第2におきまして、大日蔭運動場のグラウンド・ゴルフ場につきましては、昨年度、グラウンド・ゴルフ場を、それまでの3面から5面に拡張しお客様に利用いただいておりますが、これに伴いまして維持経費が増加したため、この分を使用料に置きかえ、1面につき「1,000円」を「1,300円」に改めるものでございます。

また、別表第3におきまして、勤労者体育センターの昼間の利用につきましても照明を要している実態にかんがみ、電気料に係る経費を昼間利用の使用料に付加することといたしました。

午前9時から正午まで「500円」を「700円」に、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時のそれぞれ「350円」をそれぞれ「500円」に、午後5時から午後7時までの「750円」を「1,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からとし、附則第2項では、手続は3月1日からできることとするものでございます。

議案関係資料につきましては、28ページから30ページでございます。御参照ください。

次に、第61号議案について説明をいたします。

幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書37ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由といたしましては、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料の見直しに伴い、必要があるからであります。

38ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、一般廃棄物の収集運搬、処分を業として行おうとする者及び浄化槽清掃業を営もうとする者に対する許可または更新の際の手数料を見直し、「2,000円」を「1万円」に改めるものであります。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からとするものでございます。

関係資料につきましては、31ページから32ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、第62号議案についてでございます。

幸田町公共駐車場条例の一部改正についてでございます。

議案書の39ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、駐車場使用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

次に、40ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、幸田駅西第1駐車場、幸田駅南駐車場の1日使用料1台「400円」を「500円」に、半日使用料「250円」を「300円」に改め、1日利用の11枚つづりの回数駐車券「4,000円」を「5,000円」に、半日利用の11枚つづりの回数駐車券「2,500円」を「3,000円」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からとするものであります。

議案関係資料は、33ページから34ページでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、第63号議案についてでございます。

幸田町道路占用料条例の一部改正についてでございます。

議案書の41ページでございます。お願いいたします。

提案理由といたしましては、道路の占用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

次に、42ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、愛知県道路占用料との均衡を図るために、別表を改めるものであります。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からとし、附則第2項では、4月1日以後に許可を受けた者に適用し、同日前までに許可を受けた者については、従前の例に

よるものでございます。

議案関係資料は、35ページから43ページでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、第64号議案について説明をさせていただきます。

幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書45ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、法定外公共用物の占用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

次に、46ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、幸田町道路占用料との均衡を図るため、別表第1のとおり改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からとし、附則第2項では、4月1日以降に許可を受けた者に適用し、同日前までに許可を受けた者については、従前の例によるものでございます。

議案関係資料は、44ページから46ページでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、第65号議案についてでございます。

幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例等の一部改正についてでございます。

議案書の47ページでございます。

提案理由といたしましては、都市計画区域の再編に伴い、必要があるからであります。

次に、48ページをお開きください。

改正の内容につきましては、3本の条例中、都市計画区域の名称を「岡崎都市計画」から「西三河都市計画」に変更するものでございます。

施行期日につきましては、規則で定める日からとするものであります。

議案関係資料は、47ページから50ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、第66号議案について説明をさせていただきます。

幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書49ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、不動ヶ滝園地の使用料の徴収に伴い、必要があるからであります。

50ページをお開きいただきたいと思います。

第3条の2に「有料施設」を加え、別表第2に、不動ヶ滝園地を有料施設とする改正をするものであります。

第8条中、1広場1日につき1,000円とするものであります。

第9条及び第10条で、有料化に伴い使用料の減免、使用料の還付を加えるものであります。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からであります。

なお、利用の許可に必要な手続、その他の行為は、平成23年4月1日前においても行うことができるものでございます。

議案関係資料は、51ページから54ページでございますので、よろしく願いいたします。

次に、第67号議案についてでございます。

幸田町都市公園条例の一部改正についてでございます。

議案書53ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、都市公園の使用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

次に、54ページをお開きください。

改正の内容につきましては、固定資産評価額をもとに算定することとしていた都市公園の使用料を別表第2のとおり定額表示に改めるものであります。

幸田中央公園管理棟の使用料を別表第3のとおり改めるものであります。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からであります。

なお、利用の許可に必要な手続、その他の行為は、平成23年4月1日前においても行うことができるものでございます。

議案関係資料は、55ページから59ページでございます。よろしく願いいたします。

次に、第68号議案についてでございます。

幸田町下水道条例の一部改正についてでございます。

議案書57ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由といたしましては、下水道使用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

次に、58ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、下水道事業経営の健全化を図るため、別表のとおり使用料を改めるものであります。

排出量区分を現行の4区分から7区分へ細分化し、逓増使用料を改めるものであります。

施行期日におきましては、平成23年4月1日からであります。

なお、改正後の使用料の額の規定は、平成23年5月以後の月分の使用料について適用し、平成23年4月までの月分の使用料については、従前の例によるものでございます。

議案関係につきましては、60ページから61ページでございます。御参照いただきますように。

次に、第69号議案についてでございます。

幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書59ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、農業集落家庭排水処理施設使用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

次に、60ページをお開きください。

改正の内容につきましては、農業集落家庭排水処理事業経営の健全化を図るため、別表第2のとおり使用料を改めるものであります。

排水量区分は、現行の4区分から7区分へ細分化し、逡増使用料を改めるものであります。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からであります。

なお、改正後の使用料の額の規定は、平成23年5月以後の月分の使用料について適用し、平成23年4月までの月分の使用料については、従前の例によるものであります。

議案関係資料につきましては、62ページから63ページでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、第70号議案についてお願いをいたします。

岡崎額田地区広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてでございます。

議案書61ページでございます。お願いいたします。

提案理由といたしましては、岡崎額田地区広域市町村圏協議会を廃止することに伴い、必要があるからであります。

内容につきましては、岡崎額田地区広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてであります。平成22年度末をもって岡崎額田地区広域市町村圏協議会を廃止するために、地方自治法に基づく議会の議決を求めるものであります。

昭和47年から岡崎市と額田町、幸田町の1市2町で取り組んでまいりました広域市町村圏協議会ですが、平成18年1月1日に額田町が合併し、1市1町のみとなり、効率的・効果的な広域行政の対応が難しくなってきたことから、広域市町村圏計画の末期となる今年度限りで廃止しようとするもので、議会の議決により廃止協議書を締結しようとするものでございます。

議案関係資料につきましては、64ページから66ページでございます。御参照いただくようお願いいたします。

次に、第71号議案についてでございます。

指定管理者の指定についてでございます。

議案書の63ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

次に、64ページをお願いいたします。

1. 公の施設の名称は、幸田町高齢者生きがいセンターと幸田町高齢者ふれあいプラザの2施設でございます。

2. 指定する団体の名称は、社団法人 幸田町シルバー人材センター。

3. 指定する団体の所在地は、幸田町大字横落字竹ノ花32番地。

4. 指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

議案関係資料につきましては、67ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、第72号議案について説明いたします。

指定管理者の指定についてでございます。

議案書の65ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、ハッピーネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

66ページをお開きいただきたいと思いますけれども、まず1番、公の施設の名称は、ハッピーネス・ヒル・幸田であります。

2番目、指定する団体の名称は、幸田町文化振興協会。

3番目で、指定する団体の所在地は、幸田町大字大草字丸山60番地。

4番目として、指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

議案関係資料につきましては、68ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、続きまして補正予算関係について説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと思います。

まず、第73号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ7,076万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ128億1,079万8,000円とするものでございます。

また、第2条、債務負担行為の補正であります。4ページをごらんいただきたいと思います。

消防用自動車整備事業におきまして、平成23年度購入する32メーター級のはしご自動車整備費用1億3,650万円と指定管理者制度導入から5年を経過し、ハッピーネス・ヒル・幸田、高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザに係るそれぞれ5カ年分の指定管理料16億3,850万円を改めて債務負担行為としてお願いするものでございます。

それでは、主な補正内容について説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと思います。

10款の町税は、エコカー補助金等政府の経済対策により、自動車関連企業の業績向上による町民税の法人税割を追加し、固定資産税では、自動車関連企業の設備投資を抑えたことにより、償却資産分を減額するものでございます。

55款の国庫支出金につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金を追加いたしました。

70款の寄附金につきましては、社会福祉費寄附金と社会教育事業指定寄附金を追加

いたしております。

75 款の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減額で全体の調整をいたしております。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

10 ページから 17 ページをごらんいただきたいと思いますですが、まず各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動等に伴うものが主なものでございます。

それでは、10 ページをお願いいたします。

15 款の総務費では、安全対策一般事業で地区公民館等避難所の地デジアンテナ等の整備負担金の新規計上と防犯灯整備工事費を追加し、戸籍住民基本台帳一般事業では、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修の詳細設計委託料を新規に計上いたしております。

次に、20 款の民生費につきましては、社会福祉費において、保育園整備等福祉施設の充実を目指し、福祉施設整備基金へ 5,000 万円を積み立て、障害者福祉事業では、過年度分の精算による障害者自立支援給付費等国・県負担金の返還金を追加するものであります。

次に、55 款教育費では、不況による所得税減等により補助対象者がふえたことによります私立幼稚園就園奨励費補助金と要保護及び準要保護生徒扶助費の追加をするものであります。

以上が平成 22 年度幸田町一般会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。

議案関係資料につきましては、69 ページから 73 ページでございます。

次に、特別会計について説明をさせていただきます。

第 74 号議案 平成 22 年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

補正予算書の 19 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出 150 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 13 億 912 万 7,000 円とするものであります。

26 ページをお願いいたします。

補正の内容は、歳入につきましては、20 款国庫支出金は、介護保険事業費補助金を追加するものであります。

歳出につきましては、28 ページをお願いいたします。

10 款総務費では、介護ニーズ把握調査に係る役務費と委託費を追加計上するものであります。

15 款では、保険給付費では、上半期を終え、下半期の給付の状況等を勘案し、調整するものでございます。

30 款の積立基金では、収支の均衡を基金積立金の減額で調整するものでございます。議案関係資料につきましては、74 ページを御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由を説明させていただきました。よろしく御審議の上、可決・承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月6日月曜日午前9時から開きますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日午前10時5分から第1会議室にて開催いたします。委員の方は、御出席をお願いいたします。

以上であります。

これにて、散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年12月2日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 鈴 木 博 司

議 員 山 本 隆 一